

秋医国保共発 第 1 号
平成 31 年 2 月 6 日

会員の皆様

秋田県医師国民健康保険組合共済会
理事長 大野 忠
(公印省略)

共済会事業の見直しについて

日頃より秋田県医師国民健康保険組合共済会の運営につきまして、ご理解、ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、当共済会では、会員の減少による収入の減や事業費の増などにより、平成 29 年度からは、積立金を取り崩すなどして財源の確保に努めているところですが、今後更に厳しい収支が予想されております。

そのため、今年度「共済会事業のあり方検討委員会」を立ち上げ、共済会事業の今後のあり方について協議した結果、平成 30 年 12 月 1 日付けで、現行の会費で行う前提で共済会事業に係る給付額と給付算定基準の見直しを図ることに加え、共済会が労働保険事務組合として実施している労働保険事務について、代行手数料の見直しや郵送料経費の負担を求めること、との答申書が出されました。

それを受け、執行部として検討した結果、下記のとおり見直すこととし、その実施に向けた手続きに入ることといたしましたので、会員の皆様には、ご理解下さいますようお願い申し上げます。

記

- 1 死亡弔慰金の支給額について
別紙のとおり、給付上限額を引き下げるとともに在籍年数毎の支給額を見直すこと
- 2 一部負担金助成費の給付算定基準について
別紙のとおり、入院控除及び外来控除を引き上げるとともに支給上限額を新たに設定すること

3 労働保険事務に関する委託事業者の負担について

別紙のとおり、労働保険事務の代行手数料を引き上げるとともに新たに雇用保険に係る資格取得や育児・介護・高齢者給付申請手続に係る手数料を委託事業者から徴収すること

4 実施時期

この見直しは、平成 31 年度から実施すること

別紙:見直し内容(単位:円)

1 死亡弔慰金

(変更後)

上限額		500,000
在籍年数別	1～5年	50,000
	6～10年	100,000
	11～15年	150,000
	16～20年	200,000
	21～25年	250,000
	26～30年	300,000
	31～35年	400,000
	36年以上	500,000

2 一部負担金助成費

(変更後)

入院控除	外来控除
45,000	30,000

(新たに設定)

入院上限	外来上限
200,000	150,000

3 労働保険事務代行手数料

(変更後)

平等割(1事業所当たり)年額		3,000
被保険者割	甲(1～4人)年額	300
	乙(5～15人)年額	400
	丙(16人以上)年額	600
離職票割(1件につき)		800

(新たに設定)

雇用保険資格取得及び育児・介護等継続時郵送料
1件につき 500